＜佐賀市からのお知らせ・諸富町＞

ご注意ください！

●以下の旧指定ごみ袋は、令和７年４月から使用できません。

令和７年４月１日以降、旧指定ごみ袋でごみステーションへ出されたごみは
収集しませんので、新しい指定ごみ袋を使用してください。

【対象】「諸富・三瀬」と記載がある旧指定ごみ袋５種

①燃えるごみ　②燃えないごみ　③空缶・空ビン　④ペットボトル　⑤トレイ

●未使用の旧指定ごみ袋は、新しい指定ごみ袋と交換できます。

産業振興会館の１階ホールで、交換の特設窓口を以下のとおり開設します。

◎日時　令和７年３月24日(月)から令和７年４月４日(金)まで

午前９時～午前１２時、午後１時～午後５時　　※３月２９日(土)、３月３０日(日)も開設します。

※指定袋は１枚単位で等価交換します。

特設窓口の終了後も、佐賀市清掃工場(高木瀬)と南部中継所(川副)では交換の受付をします。

＜＜ 連絡先：佐賀市 循環型社会推進課(佐賀市清掃工場)　TEL：30-2430 ＞＞